

北海道告示第10607号

農林水産大臣から、本道において実施された家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定による令和6年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない場合の家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき、有効期限を6箇月以内に限り延長する旨、通報があった。

令和6年4月4日

北海道知事 鈴木 直道